

第 105 回

定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催情報

日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場所

東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE 4階
HALL & CONFERENCE ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議
事項

議 案 取締役 9 名選任の件



議決権の事前行使のお願い

同封の書面またはインターネット等による
事前の議決権行使をお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年6月23日（月）午後5時まで

平和不動産株式会社

証券コード：8803



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8803/>



株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号

平和不動産株式会社

取締役代表執行役社長 土 本 清 幸

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイト
にアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.heiwa-net.co.jp/ir/stock/meeting.html>



東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（平和不動産）または証券コード（8803）をご入力の上検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択してご確認ください。



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、2025年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2	場 所	東京都中央区日本橋兜町7番1号 KABUTO ONE 4階 HALL & CONFERENCE ホール
3	目的事項	報告事項 1. 第105期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件 2. 会計監査人および監査委員会の第105期連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 議 案 取締役9名選任の件

以 上

●今後の状況により株主総会の運営等に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.heiwa-net.co.jp/ir/stock/meeting.html>）においてお知らせいたします。

議決権行使のご案内

議決権のご行使には次の3つの方法がございます。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時到着分まで

インターネット等



詳しくは次ページを
ご覧ください

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時入力分まで

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として、本招集ご通知をご持参ください。

日 時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時

【議決権行使のお取り扱いについて】

議案につき賛否の表示が無い議決権行使書用紙が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。



「ネットで招集」のご案内
本招集ご通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォンでも快適にご覧いただけます。

以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。



<https://s.srdb.jp/8803/>

《電子提供措置事項等に関するご案内》

●電子提供措置事項のうち、以下につきましては、法令および当社定款第16条の規定により、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に送付する書面には記載しておりません。

なお、監査委員および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告のうち「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
- ②連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

●本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後にインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限 2025年6月23日(月)午後5時入力分まで

スマートフォンをご利用の方 ➡ 「スマート行使®」をご利用ください。

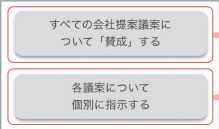
「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

STEP 1 QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

STEP 2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

STEP 3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。
※QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

パソコン等をご利用の方 ➡ 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

STEP 1

議決権行使ウェブサイト
にアクセス
<https://www.e-sokai.jp>



STEP 2

インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、「次へ進む」をクリック

STEP 3

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック
「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

- ご注意
- 書面とインターネット等により、重複して議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
 - インターネット接続等に係る費用は、株皆様のご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）
機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

インターネット等による議決権行使に関する
お問い合わせ先

インターネット等による議決権行使でご不明な点につきましては右記
にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。



株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 ウェブサポート専用ダイヤル

 **0120-707-743**

受付時間 午前9時～午後9時（土曜、日曜、祝日も受付）

[剰余金の配当に関するお知らせ]

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする定款規定を設けております。

この定款規定に基づき、2025年5月16日開催の当社取締役会におきまして、第105期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議しております。

1. 期末配当金 1株につき109円（特別配当30円を含む）
（1株当たり年間配当額は、中間配当63円と合わせて172円）
2. 効力発生日および支払開始日 2025年6月2日

議 案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役全員（9名）が任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者9名のうち、社外取締役候補者は過半数の5名であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の地位および担当	在任 期間	取締役会 出席状況 (2024年度)
1	つちもと きよ ゆき 土 本 清 幸 [男性] 再任	代表執行役社長 指名委員会委員 報酬委員会委員	8 年	14回/14回 (100%)
2	とみ た あけ ひこ 富 田 朱 彦 [男性] 新任	代表執行役専務 開発推進一部、開発推 進二部管掌	一年	一回/一回 (一%)
3	あお やま たか ひさ 青 山 誉 久 [男性] 再任	執行役常務 経営企画部、提携プロ ジェクト推進、財務部 管掌 経営企画部長	3 年	14回/14回 (100%)
4	こ ばやし だい すけ 小 林 大 輔 [男性] 再任 非執行	監査委員会委員	3 年	14回/14回 (100%)
5	もり ぐち たか ひろ 森 口 隆 宏 [男性] 再任 独立 社外	社外取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長	5 年	14回/14回 (100%)
6	うつの みや じゅん こ 宇都宮 純 子 [女性] 再任 独立 社外	社外取締役 指名委員会委員 監査委員会委員	5 年	14回/14回 (100%)
7	やま だ えい じ 山 田 英 司 [男性] 再任 独立 社外	社外取締役 報酬委員会委員	3 年	14回/14回 (100%)
8	やま ぐち みつ のぶ 山 口 光 信 [男性] 再任 独立 社外	社外取締役 監査委員会委員長	3 年	14回/14回 (100%)
9	い とう とも こ 伊 藤 朋 子 [女性] 新任 独立 社外	—	一年	一回/一回 (一%)

候補者 番号	つちもと きよ ゆき 土 本 清 幸 (1959年11月19日生)	再任	
1	所有する当社株式の数 30,758株 (うち株式報酬制度に基づき 給付予定の株式の数) (22,646株)	取締役会出席状況 14回／14回 (100%)	
	取締役任在年数 8年	指名委員会出席状況 4回／4回 (100%)	
		報酬委員会出席状況 4回／4回 (100%)	



略歴、地位および担当

1982年 4 月	東京証券取引所入所	2018年 6 月	当社ビルディング事業部管掌
2013年 6 月	株式会社東京証券取引所常務取締役	2019年 5 月	当社代表取締役
2014年 6 月	同社取締役常務執行役員		当社社長業務代行
2016年 4 月	同社取締役専務執行役員	2019年12月	当社代表取締役社長
2017年 6 月	当社取締役（現任）		当社社長執行役員
	当社専務執行役員	2022年 6 月	当社代表執行役社長（現任）
	当社不動産営業部管掌		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

土本清幸氏は、2017年6月に取締役、2019年12月に代表取締役社長、2022年6月に代表執行役社長に就任し、当社の経営を担っております。これまで不動産営業部およびビルディング事業部を管掌し、ビル賃貸事業におけるテナントリーシング等を統括したほか、代表取締役社長就任後は、日本橋兜町・茅場町再開発事業をはじめとする中期経営計画を推進することにより、経営全般において、株式会社東京証券取引所における経営経験や、かかる経歴に基づく金融・証券界とのネットワークを活用するなど、その推進に強力なリーダーシップを発揮しております。

このことから、同氏の当社における経営経験および当社グループの事業に関する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの事業運営を広く見渡す業務執行責任者を兼務する立場として、取締役会にて取締役として重要な意思決定に参画し、また当社グループ全体の大局的な方向性の議論を深めるための説明責任を果たすことにより、取締役会が業務執行の状況等を適切に把握することで、より実効的な監督機能を発揮し、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待して、同氏を取締役候補者として選任いたしました。

候補者
番号

2

とみ た あけ ひこ

富 田 朱 彦

（1960年7月18日生）

新任

所有する当社株式の数
（うち株式報酬制度に基づき
給付予定の株式の数）

1,910株
（1,910株）

取締役会出席状況

一回／一回（－％）

取締役在任年数

一年



略歴、地位および担当

1984年 4 月	大成建設株式会社入社	2019年 4 月	同社理事都市開発本部副本部長
2010年 8 月	同社建築営業本部（第二）営業部統括営業部長	2022年 4 月	同社エグゼクティブ・フェロー都市開発本部副本部長
2014年 4 月	大成有楽不動産株式会社理事営業本部副本部長	2024年 4 月	同社エグゼクティブ・フェロー都市開発本部副本部長兼国際開発事業担当（2024年6月退任）
2015年 4 月	同社執行役員施設管理営業本部部長	2024年 7 月	当社執行役常務
2016年 5 月	大成建設株式会社都市開発本部副本部長兼公民連携プロジェクト部長		当社開発推進一部、開発推進二部管掌（現任）
2016年 7 月	同社都市開発本部副本部長	2025年 4 月	当社代表執行役専務（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

富田朱彦氏は、2025年4月に代表執行役専務に就任し、当社の経営を担っております。これまで当社開発部門を統括しているほか、大成建設株式会社およびそのグループ会社における経営経験や、かかる経歴に基づく豊富な開発に関する知見を活かしつつ、当社の再開発事業の推進に大きく貢献しております。

このことから、同氏の当社ならびに大成建設株式会社等における経営経験および再開発事業に関する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの業務執行を兼務する立場として、取締役会にて取締役として重要な意思決定に参画し、また再開発事業等における重要なテーマについての議論を深めるための説明責任を果たすことにより、取締役会が業務執行の状況等を適切に把握することで、より実効的な監督機能を発揮し、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待して、同氏を取締役候補者として選任いたしました。

候補者 番号	あおやまたかひさ 青 山 誉 久 (1969年 8月29日生)	再任	
3	所有する当社株式の数 10,367株 (うち株式報酬制度に基づき 給付予定の株式の数) (7,301株) 取締役在任年数 3年	取締役会出席状況 14回／14回 (100%)	

略歴、地位および担当

1993年 4 月	当社入社	2022年 6 月	当社取締役（現任） 当社執行役
2014年 6 月	当社財務部長		当社企画総務部、財務部、法務室管掌
2017年 6 月	当社不動産営業部長		当社企画総務部長兼法務室長
2018年 6 月	当社ビルディング事業部長	2023年 4 月	当社経営企画部、総務部、財務部管掌 当社経営企画部長（現任）
2020年 6 月	当社執行役員 当社不動産投資事業部管掌 当社不動産投資事業部長	2025年 4 月	当社執行役常務（現任） 当社経営企画部、提携プロジェクト推進、 財務部管掌（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

青山誉久氏は、2022年 6 月に取締役、2025年4月に執行役常務に就任し、当社の経営を担っております。これまで財務部長やビルディング事業部長等を歴任し、当社の安定的な財務運営や、ビルディング事業の発展に大きく貢献しております。また、執行役員として不動産投資事業部を管掌し、執行役就任後は経営企画部、総務部、財務部等を管掌し、これらの部門における豊富な経験を有しております。

このことから、同氏の当社における経営経験および当社グループの事業に関する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの業務執行を兼務する立場として、取締役会にて取締役として重要な意思決定に参画し、また経営戦略等における重要なテーマについての議論を深めるための説明責任を果たすことにより、取締役会が業務執行の状況等を適切に把握することで、より実効的な監督機能を発揮し、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待して、同氏を取締役候補者として選任いたしました。

候補者
番号

4

こばやしだいすけ
小林大輔

再任

非執行

(1969年5月3日生)

所有する当社株式の数

3,720株

取締役会出席状況

14回／14回（100％）

取締役在任年数

3年

監査委員会出席状況

14回／14回（100％）



略歴、地位および担当

- 1993年 4 月 当社入社
- 2006年 8 月 当社総務部兼IR室
- 2013年 6 月 当社賃貸事業本部名古屋支店長
- 2020年 6 月 平和不動産アセットマネジメント株式会社出向
取締役業務企画本部長
- 2022年 6 月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

小林大輔氏は、2022年6月に取締役に就任し、当社の経営の監査等を担っております。また、当社総務部門やビル賃貸事業における豊富な経験と実績を有していることに加え、当社のグループ会社である上場リートの資産運用会社において取締役業務企画本部長を務めた経歴を持ち、財務・会計に関する知見および経営経験を有しております。

このことから、同氏の当社グループの事業に関する豊富な知識と経験を活かし、取締役会にて取締役として重要な意思決定に参画することにより、取締役会が実効的な監督機能を発揮すること、また同氏の選任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き常勤の監査委員を務める予定であり、当社グループの業務に精通した同氏を加えることで、監査委員会による監査の実効性が高まることを期待し、取締役候補者として選任いたしました。

候補者
番号

5

もり
森

ぐち
□

たか
隆

ひろ
宏

再任

社外

独立

(1944年 5月22日生)

所有する当社株式の数

1,557株

取締役会出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任年数

5年

指名委員会出席状況

4回／4回 (100%)

報酬委員会出席状況

4回／4回 (100%)



略歴、地位および担当

1967年 4月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2004年 5月	同社代表取締役副頭取業務全般総括（2005年 6月退任）
1995年 6月	同社取締役、ユニオン・バンク取締役副会長（1997年 5月退任）	2005年 6月	同社常任顧問
1996年 4月	株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）取締役	2006年 1月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）常任顧問（2006年 1月退任）
1997年 5月	ユニオンバンク・コーポレーション頭取（2001年 6月退任）	2006年 2月	J.P.モルガン証券会社（現JPモルガン証券株式会社）会長
	ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア頭取（2001年 6月退任）	2006年 4月	JPモルガン証券株式会社取締役会長
2000年 6月	株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）常務取締役	2006年 6月	同社代表取締役会長兼CEO兼社長
2001年 7月	同社常務取締役トレジャリー部門長兼EC推進部門長	2007年 9月	同社代表取締役会長（2016年 6月退任）
2003年 5月	同社代表取締役副頭取グローバル企業部門長	2016年 7月	同社シニアアドバイザー（2016年12月退任）
		2020年 6月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

森口隆宏氏は、株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の代表取締役副頭取、JPモルガン証券株式会社の代表取締役会長を務めた経歴を持ち、また米国において銀行の頭取を務めるなど、金融・証券に関する幅広い知見、国際的な業務経験、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。

同氏には、このような観点から業務執行に対する独立した客観的立場からの監督や経営への助言等において適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員会委員および報酬委員会委員長として、これらの委員会において当社の役員人事等および役員報酬等に関し、客観的・中立的立場から意見を述べていただいております。

このことから、社外取締役として、取締役会および委員会の実効性向上、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待し、同氏を社外取締役候補者として選任いたしました。

独立性について

森口隆宏氏は、当社との間に取引関係等はなく、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」（17頁参照）を充足しております。

このことから、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。

なお、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

候補者
番号

6

うつのみや じゅん こ

宇都宮 純 子

再任 社外 独立

(1971年6月21日生)

所有する当社株式の数

1,557株

取締役会出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任年数

5年

指名委員会出席状況

4回／4回 (100%)

監査委員会出席状況

14回／14回 (100%)



略歴、地位および担当

2000年 4 月	弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所 入所	2018年 2 月	宇都宮・清水・陽来法律事務所開設 代表 弁護士 (現任)
2007年10月	株式会社東京証券取引所出向 (2009年4月 まで)	2018年10月	ラクスル株式会社社外監査役
2011年11月	宇都宮総合法律事務所開設	2019年10月	同社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2012年 6 月	株式会社スタートトゥデイ (現株式会社 ZOZO) 社外監査役 (2023年6月退任)	2020年 6 月	当社社外取締役 (現任)
2013年 4 月	株式会社ソラスト社外監査役 (2020年6月 退任)	2021年 3 月	ペプチドリーム株式会社社外取締役 (監査 等委員) (現任)
2013年 9 月	株式会社アドベンチャー社外取締役 (2020 年9月退任)	2023年 6 月	株式会社ZOZO社外取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

宇都宮・清水・陽来法律事務所代表弁護士 ラクスル株式会社社外取締役 (監査等委員)	ペプチドリーム株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社ZOZO社外取締役 (監査等委員)
--	---

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宇都宮純子氏は、弁護士としての高い専門性を備え、他の上場会社における社外取締役を務めるなど、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務の分野における豊富な経験と高い見識を有しております。

同氏には、このような観点から業務執行に対する独立した客観的立場からの実効的な監督や経営への助言等において適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員会委員および監査委員会委員として、これらの委員会において当社の役員人事等に関し、客観的・中立的立場から意見を述べていただくとともに、独立した立場から業務執行を適切に監査していただいております。

このことから、社外取締役として、取締役会および委員会の実効性向上、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待し、同氏を社外取締役候補者として選任いたしました。

独立性について

宇都宮純子氏は、当社との間に取引関係等はなく、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」(17頁参照)を充足しております。

このことから、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。

なお、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

候補者
番号

7

やま だ えい じ

山 田 英 司

再任 社外 独立

(1955年7月18日生)

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席状況

14回／14回（100％）

取締役在任年数

3年

報酬委員会出席状況

4回／4回（100％）



略歴、地位および担当

1978年 4月	日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社	2017年 6月	株式会社千葉興業銀行社外取締役（現任）
2005年 6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（現株式会社N T Tデータグループ）執行役員	2021年 6月	日本電子計算株式会社顧問（2023年6月退任）
2011年 6月	同社取締役常務執行役員		株式会社極洋社外取締役（現任）
2012年 6月	同社代表取締役副社長執行役員	2022年 6月	当社社外取締役（現任）
2015年 6月	同社顧問（2017年6月退任）		
	日本電子計算株式会社代表取締役社長（2021年6月退任）		

重要な兼職の状況

株式会社千葉興業銀行社外取締役
株式会社極洋社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

山田英司氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（現株式会社N T Tデータグループ）の代表取締役副社長執行役員、日本電子計算株式会社の代表取締役社長を務めた経歴を持ち、他の上場会社における社外取締役を務めるなど、データ通信やシステム開発分野等における豊富な経験と、経営者としての高い見識を有しております。

同氏には、このような観点から、業務執行に対する独立した客観的立場からの実効的な監督や経営への助言等において適切な役割を果たしていただいております。また、報酬委員会委員として、当該委員会において当社の役員報酬等に関し、客観的・中立的立場から意見を述べていただいております。

このことから、社外取締役として、取締役会および委員会の実効性向上、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待し、同氏を社外取締役候補者として選任いたしました。

独立性について

山田英司氏は、当社との間に取引関係等はなく、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」（17頁参照）を充足しております。

このことから、同氏は当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。

なお、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

候補者
番号

8

やまぐちみつのぶ

山 口 光 信

再任 社外 独立

(1958年1月24日生)

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任年数

3年

監査委員会出席状況

14回／14回 (100%)



略歴、地位および担当

1983年 9月	監査法人太田哲三事務所（現 E Y 新日本有限責任監査法人）入所	2020年 7月	山口公認会計士事務所開設 所長（現任）
1987年 8月	公認会計士登録	2021年 6月	株式会社メイテック社外監査役（2023年10月退任）
1996年 7月	米国アーンスト＆ヤング会計事務所デトロイト事務所駐在	2022年 6月	当社社外取締役（現任）
2001年 5月	監査法人太田昭和センチュリー（現 E Y 新日本有限責任監査法人）社員	2023年10月	株式会社メイテックグループホールディングス社外取締役（監査等委員）（2025年6月退任予定）
2007年 5月	新日本監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人）代表社員（2020年6月定年退職）		

重要な兼職の状況

山口公認会計士事務所所長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

山口光信氏は、公認会計士としての高い専門性を備え、米国における勤務経験を持つほか、他の上場会社における社外監査役を務めるなど、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、財務会計および監査の分野における豊富な経験と、国際的な業務経験を有しております。

同氏には、このような観点から、業務執行に対する独立した客観的立場からの実効的な監督や経営への助言等において適切な役割を果たしていただいております。また、監査委員会委員長として、当該委員会において独立した立場から業務執行を適切に監査していただいております。

このことから、社外取締役として、取締役会および委員会の実効性向上、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待し、同氏を社外取締役候補者として選任いたしました。

独立性について

山口光信氏は、当社との間に取引関係等はなく、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」（17頁参照）を充足しております。

このことから、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。

なお、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

候補者
番号

9

いとうともこ伊藤 朋子

新任 社外 独立

(1956年9月11日生)

所有する当社株式の数
取締役在任年数

0株
一年

取締役会出席状況
一回／一回（－％）



略歴、地位および担当

1979年 4 月	株式会社市況情報センター（現株式会社 Q U I C K）入社	2018年 1 月	同社常務取締役 S t e p U p 推進統括人財・総務・労務担当
2013年 3 月	同社取締役 カスタマーサポート本部長	2018年 3 月	同社常務取締役 人財・総務・労務、S t e p U p 推進統括
2015年 1 月	同社取締役 カスタマーサポート本部長 業務改革推進担当補佐	2019年 1 月	同社常務取締役 ひとづくり・労務統括
2016年 3 月	同社常務取締役 カスタマーサポート本部長 業務改革推進担当補佐	2019年 3 月	同社専務取締役 ひとづくり・労務担当
2016年 4 月	同社常務取締役 人財・総務・労務担当 業務改革推進担当補佐	2021年 3 月	同社顧問 人財担当（2024年3月退任）
2017年 4 月	同社常務取締役 S t e p U p 推進統括 人財・総務・労務担当 業務改革推進担当補佐	2024年 6 月	株式会社ヤマタネ社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ヤマタネ社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

伊藤朋子氏は、大手金融情報会社である株式会社 Q U I C K の専務取締役を務めた経歴を持ち、他の上場会社における社外取締役を務めるなど、金融・証券に関する幅広い知見を持ち、IT・DX、人事、人材開発および労務分野等における豊富な経験と、経営者としての高い見識を有しております。

同氏には、このような観点から、業務執行に対する独立した客観的立場からの実効的な監督や経営への助言等において適切な役割を果たすことにより、社外取締役として、取締役会および委員会の実効性向上、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待し、同氏を社外取締役候補者として選任いたしました。

独立性について

伊藤朋子氏が2021年3月まで専務取締役を務めていた株式会社 Q U I C K と当社との間には、不動産賃貸に係る取引がありますが、取引額の占める割合は当社連結営業収益（連結売上高）の1％未満であり、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」（17頁参照）における当社の主要な取引先（基準：当社連結営業収益（連結売上高）の2％超）の業務執行者に過去3年間に於いて該当していた者に該当せず、同基準を充足しております。

このことから、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。

なお、新たに株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、内数として表示している業績連動型株式報酬制度に基づき執行役の退任後に給付される予定の当社株式の数（当該制度における給付済みポイント数に相当する株式数）を含めて表示しております。なお、執行役が退任等した場合、原則として、退任時までに付与されたポイント数に応じた数の70％に相当する当社株式を給付します。残りの付与されたポイント数に応じた数の当社株式については、換価の上、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。
3. 森口隆宏氏、宇都宮純子氏、山田英司氏、山口光信氏および伊藤朋子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、小林大輔氏、森口隆宏氏、宇都宮純子氏、山田英司氏および山口光信氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、各氏の再任が承認された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、伊藤朋子氏が選任された場合は、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。なお、現在当社は全ての取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）と当該契約を締結しております。
5. 当社は、保険会社との間で当社および当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員および従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、1年ごとに契約更新しており、2025年12月に同内容での更新を予定しております。取締役候補者のうち再任の候補者および富田朱彦氏はすでに当該保険契約の被保険者であり、再任または選任後も引き続き被保険者となります。また、伊藤朋子氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約では填補する額について限度額を設けることにより、被保険者による職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

【ご参考：取締役候補者の独立性に関する補足説明】

候補者番号5番 森口隆宏氏

森口隆宏氏が代表取締役副頭取を務めた株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）と当社とは借入等の取引がありますが、同社を2006年1月に退任後約19年が経過しており、それ以降は同社の経営に関与しておらず、業務執行も行っていないことから、同氏の独立性は十分に確保されていると判断しております。

候補者番号6番 宇都宮純子氏

宇都宮純子氏が2007年10月から2009年4月まで出向していた株式会社東京証券取引所と当社とは不動産賃貸に係る取引がありますが、同社の出向を解かれてから約16年が経過しているほか、同氏の本務は弁護士であり、当該出向は同氏の弁護士として25年を超えるキャリアのうち2年間に限定されていることから、同氏の独立性は十分に確保されていると判断しております。

[ご参考：株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス]

当社は、取締役会がその意思決定機能および経営の監督機能を適切に発揮するために備えるべき専門知識や経験として、「企業経営」、「財務・会計」、「法務」、「国際性」、「金融・証券」、「企画・営業」「DX・IT」をスキルセットとしており、本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

取締役候補者	企業経営	財務・会計	法務	国際性	金融・証券	企画・営業	DX・IT	就任予定の委員会		
								指名	監査	報酬
土 本 清 幸	●				●	●		●		●
富 田 朱 彦	●			●		●				
青 山 誉 久	●	●				●	●			
小 林 大 輔	●	●				●			●	
森 口 隆 宏	●	●		●	●	●		★		
宇都宮 純 子			●					●	●	
山 田 英 司	●					●	●	●		★
山 口 光 信		●		●					★	
伊 藤 朋 子	●				●	●	●			●

★委員長 ※上記一覧表は、取締役候補者の有する全てのスキルを表すものではありません。

[ご参考：政策保有株式に関する縮減の取組み]

当社は、政策保有株式の縮減に取り組むこととしており、2025年3月期には9億54百万円（売却価格）の株式を売却しました。また、2024年4月30日に公表した中期経営計画「WAY 2040 Stage 1」において、連結純資産に対する政策保有株式残高比率を2026年度までに10%以下とすることをKPIとして掲げる中、資本コストや株価を意識した経営の更なる推進のため、2024年12月末時点の政策保有株式約175億円の残高を半分以上とする政策保有株式縮減を加速する取り組みを進めております。（ご参考：2024年12月末時点の連結純資産額約1,141億円）

〈ご参考〉

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の２．に掲げる基準に該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しています。

１．社外取締役の選任方針

社外取締役の選任に当たっては、当人ととの間に人的関係、資本的关系、取引関係その他利害関係がないことが望ましいと考えています。ただし、当社の業容をよく理解し、当社の事業展開上、有益な役割が期待し得ることも重視しています。

２．社外取締役の独立性基準

- (1) 当社の主要な取引先の業務執行者 ※注１、注２
- (2) 当社を主要な取引先とする者の業務執行者 ※注３
- (3) 当社の主要な借入先の業務執行者 ※注４
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等 ※注５
- (5) 当社から多額の寄付を受けている者の業務執行者 ※注６
- (6) 当社の主要株主の業務執行者 ※注７
- (7) 上記（１）～（６）に該当する者の近親者 ※注８
- (8) 上記（１）～（７）に過去３年間に於いて該当していた者

- (注) １．「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役および執行役員をいう。
- ２．「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の連結営業収益の２％を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
- ３．「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の連結営業収益の２％を超える額の支払いを当社から受けている者をいう。
- ４．「主要な借入先」とは、直近事業年度において当社の連結総資産の２％を超える額の融資を当社に行っている者をいう。
- ５．「多額の金銭その他の財産」とは、年間１,０００万円を超える額の支払いをいう。
- ６．「多額の寄付」とは、年間１,０００万円を超える額の寄付をいう。
- ７．「主要株主」とは、直近の事業年度において発行済株式の総数の１０％以上の株式を有している株主をいう。
- ８．「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

以 上

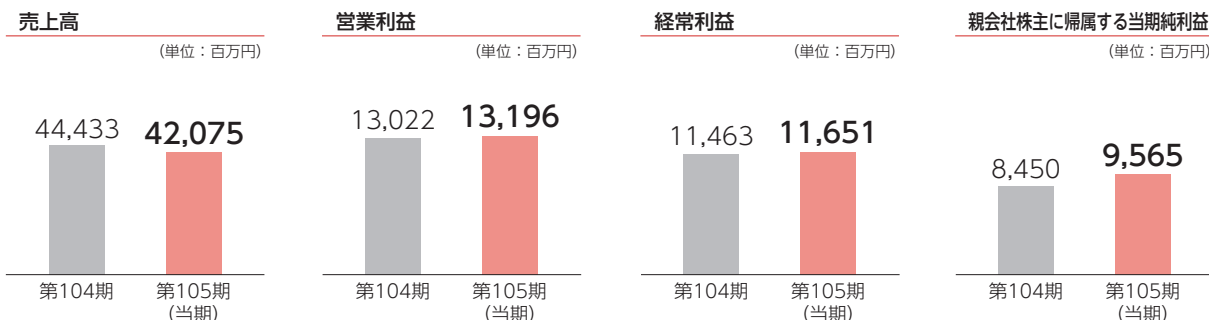
1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善するもとで、各種政策の効果もあり、緩やかな景気の回復が継続しました。一方で、物価上昇の継続や通商政策など米国の政策動向、金融資本市場の変動等の影響等を注意する必要がある状況です。

不動産業界におきましては、賃貸オフィス市場については、職場環境の改善等による需要の回復が進んだことから、東京都心部において空室率の低下が継続し、また平均賃料も上昇しました。不動産投資市場については、日銀のマイナス金利解除及び利上げ後も引き続き、国内不動産への旺盛な投資意欲が継続し、安定的に推移しました。

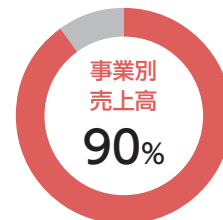
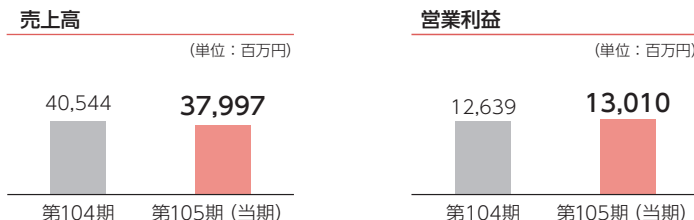
こうした環境のもと、当社グループの連結業績につきましては、売上高は420億75百万円（前期比23億57百万円、5.3%減）、営業利益は131億96百万円（同1億74百万円、1.3%増）、経常利益は116億51百万円（同1億88百万円、1.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は95億65百万円（同11億15百万円、13.2%増）となりました。



■ ビルディング事業

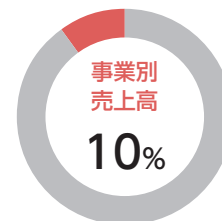
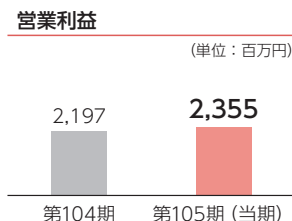
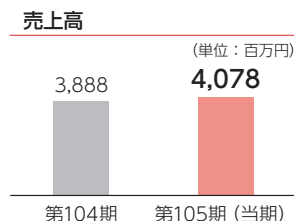
ビルディング事業のうち、賃貸収益は、前期に開業したメルキュール東京日比谷（東京都千代田区）、前期取得した物件の賃貸収益貢献、空室の埋め戻し及び増額改定に伴う賃貸収益の増加等により、275億17百万円（前期比11億35百万円、4.3%増）となりました。また、物件売却収入は、販売用不動産売却の減少により、89億65百万円（同38億15百万円、29.9%減）となりました。これにその他を含めた本事業の売上高は、379億97百万円（同25億47百万円、6.3%減）、営業利益は、130億10百万円（同3億71百万円、2.9%増）となりました。

なお、当連結会計年度末における当社グループのビルの空室率は3.25%（再開発関連の貸し止め等を除く）となります。



■ アセットマネジメント事業

アセットマネジメント事業のうち、アセットマネジメント収益は27億81百万円（前期比2億15百万円、8.4%増）、仲介手数料は12億96百万円（同25百万円、1.9%減）となり、本事業の売上高は40億78百万円（同1億89百万円、4.9%増）、営業利益は23億55百万円（同1億57百万円、7.2%増）となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、「大通西4南地区第一種市街地再開発事業」（北海道札幌市）および「札幌駅南口北4西3地区第一種市街地再開発事業」（北海道札幌市）等により、総額245億14百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度は、「大通西4南地区第一種市街地再開発事業」の投資額の調達を目的として取引金融機関5行と、720億円を上限とするシンジケーション方式によるコミット型シンジケートローン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境が改善するもとで、各種政策の効果もあり、緩やかな景気の回復が継続する一方、物価上昇の継続や通商政策など米国の政策動向、金融資本市場の変動等の影響等を注視する必要がある状況です。

また、当社グループの経営環境においては、働き方の多様化・質的变化、インバウンド需要拡大、人口減少・少子高齢化、都市・地域間競争の激化など、都市環境とライフスタイルの変化が進み、さらに資本効率向上への期待の高まり、サステナビリティ経営の高度化、デジタル技術の進展、自然災害の脅威増大などにより、当社グループを取り巻く環境が目まぐるしく変化している状況です。

こうした経営環境を踏まえ、当社グループでは2024年3月29日に平和不動産グループパーパス「人々を惹きつける場づくりで、未来に豊かさをもたらす」を制定するとともに、平和不動産グループ長期ビジョン「WAY 2040」を策定し、2024年4月30日には中期経営計画「WAY 2040 Stage 1」を策定いたしました。これらの計画に沿い、再開発事業の拡大、利益成長と資本効率向上の両立、社会価値の向上、経営基盤の強化等に取り組むことにより、企業価値の向上に努めてまいります。

なお、当社は平和不動産グループ長期ビジョン「WAY 2040」の実現に向け、2024年6月に大成建設株式会社との間で資本業務提携契約を締結するとともに、大成建設株式会社、三菱地所株式会社および当社の3社間で資本業務提携に係る協定関係を構築しております。大成建設株式会社との資本業務提携においては、中長期的な協働関係を構築のうえ、両社の事業基盤・ノウハウ等の強みをより一層活かし、①再開発事業等の拡大およびスピーディな推進、②新規不動産（アセットクラス）投資事業等の新規事業分野における業務提携、③サステナビリティ・DX分野に係る事業分野における業務提携の推進等により、相互に企業価値の向上を図ってまいります。

◇中期経営計画策定の背景および位置づけ

中期経営計画「WAY 2040 Stage 1」（2024年度～2026年度）では、長期ビジョン「WAY 2040」のスローガンである「場づくりの連続で、非連続な成長を遂げる“Bazukuri Company”へ」のファーストステージとして、日本橋兜町・茅場町ブランドの確立、当社史上最大規模となる札幌再開発プロジェクトおよび長期ビジョンを実現するための新規事業分野への進出に挑戦することにより、「非連続な成長へのスタートダッシュ」の期間と位置付けます。

◇長期ビジョン実現に向けた中期経営計画における重点戦略

（1）再開発事業の拡大 ～人々を惹きつける場づくりの全国展開～

① 日本橋兜町・茅場町ブランドの確立

東京初進出の「キャプション by Hyatt 兜町 東京」のオープンによる新たな機能の導入によって街の様々な機能の相乗効果を創出いたします。また、FinGATEの拡張、平日・休日ともに賑わいをもたらす個性的な商業店舗の誘致・運営およびサステナブル先進タウン化等により、人々を惹きつける場づくりを多彩に展開し、日本橋兜町・茅場町ブランドを確立いたします。

② 当社史上最大規模となる札幌再開発プロジェクトの推進

当社史上最大規模の再開発プロジェクトとなる大通西4南地区第一種市街地再開発事業および札幌駅南口北4西3地区第一種市街地再開発事業を2028年度の竣工に向け着実に推進し、札幌においても人々を惹きつける場づくりを展開することにより、札幌の都市競争力の強化に貢献いたします。

③ 全国における再開発プロジェクトの展開

“Bazukuri Company”としてのプレゼンスを高めるため、全国主要都市における当社保有アセットを中心とした再開発プロジェクトの事業化を推進します。

（2）利益成長と資本効率向上の両立 ～賃貸事業+資本回転型ビジネスの拡大と新規事業分野への進出～

① ビルディング事業における付加価値創出ビジネスモデルの展開

ポートフォリオの入替えを通じて、物件売却益を獲得するとともに、付加価値創出のビジネスモデルをサステナブルに展開します。

② アセットマネジメント事業の収益拡大

平和不動産リート投資法人の成長サポート等により、アセットマネジメントフィーの拡大を図るとともに仲介ビジネスの安定的な成長等により、資本効率の高いグループ収益の拡大を図ります。

③ 長期ビジョンを実現するための新規事業分野への進出

長期ビジョンのスローガンとして掲げる「非連続な成長」を遂げるためにホテル事業の強化およびM&Aの活用等による新規事業分野への進出を模索します。

（3）社会価値の向上 ～サステナビリティ施策の推進～

① サステナビリティ経営の実践

“Bazukuri Company”としての活動により、GHG排出量ネットゼロをはじめとした環境・社会課題の解決に取り組み、各ステークホルダーとの双方向のコミュニケーションにより、サステナブルな社会の実現に貢献します。

② サステナブルな街づくりの推進

環境配慮、防災力向上等の社会課題解決に対応したビル開発、建物運営および設備投資を実施し、GHG排出量の削減等に取り組みつづけることにより、資産ポートフォリオの競争力を向上させます。

（４）経営基盤の強化 ～成長加速に向けた人的資本の最大化～

① 株主資本コストおよび株価を意識した経営の実践

2024年度から2026年度のROE目標として、株主資本コストを上回る７％以上を設定します。2024年度から2026年度の株主還元においては、株主資本コストおよび資本効率等を意識し、連結配当性向50％とし、自己株式取得については株価水準、投資計画および財務状況等を総合的に勘案し、機動的に実施します。

なお、2025年１月31日に「資本コストや株価を意識した経営の更なる推進に向けた取り組みについて」を公表いたしましたとおり、政策保有株式縮減を加速する取り組みを進めることにより、特別利益として計上する投資有価証券売却益が増加することに伴い、2025年度及び2026年度のROEは８％以上の水準に向上する見通しです。

② 人的資本の最大化

長期ビジョンにおいて非連続な成長を遂げるため、キャリア開発およびDX人材の育成等によるパーパスの実現を担う人づくり、多様性を推進し活かす組織づくりおよび健康経営をはじめとした働きやすく活き活きとした職場づくりに取り組み、人的資本経営を推進します。

③ コーポレート・ガバナンスの更なる強化

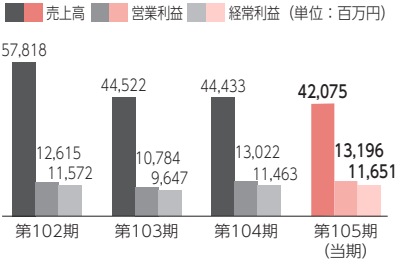
取締役会の機能強化、政策保有株式の縮減等により、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図ります。

(5) 財産および損益の状況

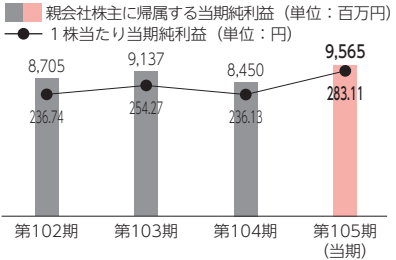
区 分	第102期 (2021年度)	第103期 (2022年度)	第104期 (2023年度)	第105期 (当連結会計年度) (2024年度)
売上高 (百万円)	57,818	44,522	44,433	42,075
営業利益 (百万円)	12,615	10,784	13,022	13,196
経常利益 (百万円)	11,572	9,647	11,463	11,651
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	8,705	9,137	8,450	9,565
1株当たり当期純利益 (円)	236.74	254.27	236.13	283.11
総資産 (百万円)	376,210	398,333	405,979	419,541
純資産 (百万円)	119,278	119,324	125,645	117,999
1株当たり純資産 (円)	3,269.74	3,334.34	3,510.66	3,534.16

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式数により算定しております。
なお、期中平均発行済株式数および期末発行済株式数は、自己株式を控除しております。
2. 第100期より業績連動型株式報酬制度「役員向け株式給付信託」、第102期より「従業員向け株式給付信託」を導入しております。同制度に係る信託が所有する当社株式は、連結計算書類において自己株式として計上しており、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定する際に当該株式の数を自己株式の数に含めております。
3. 第105期（当連結会計年度）の期首より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を適用しております。

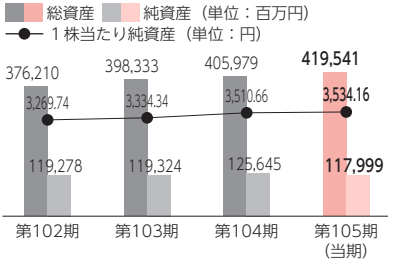
売上高／営業利益／経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益／1株当たり当期純利益



総資産／純資産／1株当たり純資産



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
平 和 不 動 産 プ ロ パ テ ィ マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	134	100.0	プロパティマネジメント、コンストラク ションマネジメント、建物総合管理、建 築・設備の保全・運転・維持管理
ハウジングサービス株式会社	95	100.0	不動産の仲介等
平 和 不 動 産 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	295	100.0	平和不動産リート投資法人の資産運用
株 式 会 社 東 京 証 券 会 館	100	100.0	不動産の所有および賃貸、ホール・会議 室および飲食店の経営等
東 京 日 比 谷 ホ テ ル 株 式 会 社	10	100.0	ホテルの経営および管理等

(注) 重要な子会社の異動には該当しておりませんが、当連結会計年度において、東京日本橋兜町ホテル株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
ビルディング事業	証券取引所、オフィス、商業施設および住宅等の開発、賃貸、管理ならびに売却等
アセットマネジメント事業	平和不動産リート投資法人の資産運用および不動産の仲介等

(8) 主要な営業所

会 社 名	所 在 地
平 和 不 動 産 株 式 会 社	本 店：東京都中央区 名古屋支店：名古屋市中区 札幌支店：札幌市中央区 大 阪 支 店：大阪市中央区 福 岡 支 店：福岡市中央区
平 和 不 動 産 プ ロ パ テ ィ マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	本 店：東京都中央区 名古屋支店：名古屋市中区 大 阪 支 店：大阪市中央区
ハウジングサービス株式会社	大阪市中央区
平 和 不 動 産 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	東京都中央区
株 式 会 社 東 京 証 券 会 館	東京都中央区
東 京 日 比 谷 ホ テ ル 株 式 会 社	東京都千代田区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
ビルディング事業	142名	+2名
アセットマネジメント事業	86名	△1名
全社（共通）	31名	+3名
計	259名	+4名

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
103名	+5名	42.5才	14.6年

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入額
	百万円
株式会社りそな銀行	30,737
株式会社三井住友銀行	28,889
株式会社みずほ銀行	25,850
株式会社七十七銀行	17,980
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	14,351

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数38,859,996株（自己株式5,303,774株を含む。）
- (3) 株主数22,676名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
大成建設株式会社	6,750	20.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,157	12.39
野村 綯	2,444	7.29
三菱地所株式会社	1,776	5.29
株式会社レノ	1,492	4.45
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,315	3.92
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	459	1.37
株式会社りそな銀行	445	1.33
株式会社三井住友銀行	402	1.20
JP MORGAN CHASE BANK 385781	386	1.15

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（5,303,774株）を控除して計算しております。
2. 当社は、自己株式5,303,774株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、「役員向け株式給付信託」および「従業員向け株式給付信託」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式168,000株は、当該自己株式に含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 自己株式の取得
- 当社は2024年6月7日開催の取締役会におきまして、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議を行い、以下のとおり取得いたしました。

2024年6月7日開催の取締役会決議による自己株式の取得について	
取得対象株式の種類および数	普通株式2,400,000株
取得価額の総額	9,048,000,000円
取得した期間	2024年6月10日

- ② 当社等の執行役等に対する業績連動型株式報酬制度
- 当社は、当社の執行役（国内非居住者を除きます。）および執行役員（監査委員会の事務局を管掌する特任執行役員、グループ執行役員および国内非居住者を除きます。）ならびに主要子会社の取締役（非常勤取締役、当社からの出向者お

よび国内非居住者を除きます。)および執行役員(当社からの出向者および国内非居住者を除きます。)を対象とする業績連動型株式報酬制度「役員向け株式給付信託」を導入しております。

当連結会計年度末において、当該信託が保有する当社株式数は98,700株であります。

③ 従業員向け株式給付信託

当社は、当社の従業員を対象としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式給付信託」を導入しております。

当連結会計年度末において、当該信託が保有する当社株式数は69,300株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および執行役の氏名等

① 取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役	土 本 清 幸	指名委員会委員 報酬委員会委員	
取 締 役	山 田 和 雄		
取 締 役	青 山 誉 久		
取 締 役	小 林 大 輔	監査委員会委員	
社 外 取 締 役	増 井 喜 一 郎	指名委員会委員長	株式会社日本格付研究所社外取締役 アイザワ証券グループ株式会社社外取締役
社 外 取 締 役	森 口 隆 宏	指名委員会委員 報酬委員会委員長	
社 外 取 締 役	宇都宮 純 子	指名委員会委員 監査委員会委員	宇都宮・清水・陽来法律事務所代表弁護士 ラクスル株式会社社外取締役（監査等委員） ペプチドリーム株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社ZOZO社外取締役（監査等委員）
社 外 取 締 役	山 田 英 司	報酬委員会委員	株式会社千葉興業銀行社外取締役 株式会社極洋社外取締役
社 外 取 締 役	山 口 光 信	監査委員会委員長	山口公認会計士事務所所長 株式会社メイテックグループホールディングス社外取締 役（監査等委員）

- (注) 1. 増井喜一郎氏、森口隆宏氏、宇都宮純子氏、山田英司氏および山口光信氏は、社外取締役であります。
2. 当社の社外取締役の全員は、各証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査委員会委員長である山口光信氏は、公認会計士としての専門的な知識と経験があり、また、監査委員会委員である小林大輔氏は、当社のグループ会社である上場リートの資産運用会社において取締役業務企画本部長を務めた経歴を持ち、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査機能強化の観点から、当社グループの業務に精通した小林大輔氏を常勤の監査委員会委員に選定しております。

② 執行役

地 位	氏 名	担 当
代 表 執 行 役 社 長	土 本 清 幸	
代 表 執 行 役 専 務	山 田 和 雄	社長補佐 開発推進一部、開発推進二部、地域共創部管掌
執 行 役 常 務	富 田 朱 彦	開発推進一部、開発推進二部管掌
執 行 役 常 務	中 尾 友 治	ビルディング事業部管掌
執 行 役	瀬 尾 宣 浩	不動産投資事業部管掌
執 行 役	青 山 誉 久	経営企画部、総務部、財務部管掌 経営企画部長

- (注) 1. 執行役の各氏に重要な兼職はありません。
2. 2024年6月25日開催の取締役会決議により、同年7月1日付で富田朱彦氏は新たに執行役常務に就任いたしました。
3. 2025年3月31日付で山田和雄氏は代表執行役専務を退任いたしました。
4. 2025年4月1日付で異動した執行役は以下のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
代 表 執 行 役 専 務	富 田 朱 彦	開発推進一部、開発推進二部管掌
代 表 執 行 役 専 務	中 尾 友 治	ビルディング事業部管掌
執 行 役 常 務	瀬 尾 宣 浩	不動産投資事業部管掌
執 行 役 常 務	青 山 誉 久	経営企画部、提携プロジェクト推進、財務部管掌 経営企画部長

5. 当社では、執行役員制度を導入しております。2025年4月1日現在の執行役員およびその担当業務は以下のとおりです。
- | | | |
|----------|------|------------------------|
| 上席執行役員 | 松本直之 | 財務部管掌 財務部長 |
| 上席執行役員 | 菊池紀一 | 総務部、法務室管掌 |
| 執行役員 | 我妻一郎 | 開発推進一部、地域共創部管掌 開発推進一部長 |
| グループ執行役員 | 水田廣樹 | |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社および当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員および従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、1年ごとに契約更新しております。

また、2025年12月に同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約では填補する額について限度額を設けることにより、被保険者による職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役および執行役の報酬等

①取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2023年7月31日開催の報酬委員会において、取締役等（取締役、執行役および執行役員をいいます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、報酬委員会は、当事業年度に係る取締役等の個人別の報酬等の内容について、多角的に十分な審議を行い、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当該決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

- ・取締役、執行役および執行役員の報酬等（以下「役員報酬」という。）は、経営方針を実現するために、コーポレートガバナンス・コードの原則に則り、以下を基本方針とする。
 - (1)中長期的な企業価値および企業業績の向上に対する動機付けを行う
 - (2)株主との価値共有を図る
 - (3)優秀な人材の確保に資する水準・体系とする
 - (4)客観性・透明性が十分に担保された決定プロセスとする
- ・役員報酬は、基本報酬としての固定報酬、短期インセンティブとしての賞与、中長期インセンティブとしての業績連動型株式報酬で構成する。
- ・執行役を兼務する取締役については、執行役としての報酬のみを支給するものとする。
- ・取締役（執行役を兼務する取締役を除く。）および監査委員会の事務局を管掌する特任執行役員の報酬は、その役割等の観点から、基本報酬のみで構成する。また、グループ執行役員の報酬は、自らが業務執行を担う各グループ会社の報酬体系に従うものとし、親会社からの報酬は基本報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

- ・基本報酬は、役位ごとの役割の大きさおよび責任範囲に基づき役員報酬の体系を基に業績等を考慮し、総合的に勘案して決定する。
- ・基本報酬は、月例の固定報酬とする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

(1)賞与

- ・短期インセンティブは、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、賞与を毎年6月に現金報酬として支給する。
- ・賞与は、役位に応じた基準額に親会社株主に帰属する当期純利益の実績に応じた係数を乗じ、さらに役位別の月額固定報酬に個人評価に応じた係数を乗じた額および役位別の月額固定報酬にESG評価に応じた係数を乗じた額を加算して算出する。親会社株主に帰属する当期純利益に係る係数は0%から150%の範囲で、個人評価に係る係数は0%から100%の範囲で、ESG評価に係る係数は-20%から20%の範囲で、それぞれ変動させて決定する。ただし、代表執行役社長については、個人評価およびこれに伴う役位別の月額固定報酬を基準とした支給は行わないものとする。
- ・執行役および執行役員が解任された場合や、故意または重大な過失等により、会社に損害を与えた場合等には、

- 報酬委員会の決定に基づき、賞与を不支給または一部減額とすることができる。
- ・ 執行役員の賞与については執行役の賞与に準じて決定する。

(2)業績連動型株式報酬

- ・ 中長期インセンティブは、固定部分と業績連動部分から構成する業績連動型株式報酬とする。
- ・ 固定部分は役位に応じて決定され、業績連動部分は業績条件の達成度や株価水準等に応じて決定される。
- ・ 固定部分は株主との価値共有の強化を、業績連動部分は企業業績および中長期的な企業価値の向上に対する動機付け、ならびに企業業績と報酬の連動性強化を目的とする。
- ・ 株式の給付は、株式給付信託を利用し、原則として対象となる執行役および執行役員の退任時にこれを行うものとする。

<業績連動型株式報酬算定の基準>

- ・ 業績連動部分の評価指標は、中長期的な業績向上の観点から、本業の稼ぐ力を端的に示す連結営業利益、および企業価値向上の結果として株主が享受するリターンを示すTSR（Total Shareholder Return）とする。
- ・ 業績連動部分の株式報酬は、連結営業利益の業績目標に対する達成度に応じて、またTSRの株価指数との相対評価に応じて、それぞれ0%から150%の範囲で変動させて決定する。
- ・ 詳細は、報酬委員会決議により定める株式給付規程に定めるものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役等（執行役員を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- ・ 執行役（取締役を兼務する執行役を含む。）の種類別の報酬割合については、同業他社等の報酬水準等を踏まえ、報酬委員会で決定することとし、目標業績達成時において概ね以下の割合を目安とする。

項目	固定報酬	賞与	業績連動型株式報酬
位置付け	基本報酬	短期インセンティブ	中長期インセンティブ
総報酬に対する割合 (目安)	55%～60%	25%～30%	15%～20%

なお、当社は2025年2月12日開催の報酬委員会において、当該方針の内容を同年4月1日付で一部改正することについて決議しております。主な変更点は次のとおりです。

- ・ 賞与の計算式を、当期純利益の目標値（期初に公表する業績予想値）に対する達成度に目標値の前期比増減率を乗じて算出する係数を用いる方式に変更する。
- ・ 株主と同じ目線に立った経営を推進する考えに立ち、社外取締役および取締役（常勤監査委員）についても株式報酬制度の対象者に加える。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	業績連動型 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	64 (42)	64 (42)	—	—	6 (5)
執行役	319	169	96	52	6

(注) 取締役を兼務する執行役の報酬等の総額および員数は、執行役の欄に記載しております。

③業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、短期インセンティブとして賞与を支給しており、その業績指標は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために、親会社株主に帰属する当期純利益としております。賞与は、役位に応じた基準額に親会社株主に帰属する当期純利益の実績に応じた係数を乗じ、さらに役位別（代表執行役社長を除く）の月額固定報酬に個人評価に応じた係数を乗じた額および役位別の月額固定報酬にESG評価に応じた係数を乗じた額を加算して算出しております。親会社株主に帰属する当期純利益に係る係数は下限0%（親会社株主に帰属する当期純利益の実績が赤字の場合）から上限150%（同実績が90億円以上の場合）の範囲で、個人評価に係る係数は50%を標準とする0%から100%の5段階の範囲で、ESG評価に係る係数は0%を標準とする－20%から20%の3段階の範囲でそれぞれ変動させて決定しております。詳細は、①取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。

当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の業績目標は、当初見通しである85億円であり、実績は1.（5）財産および損益の状況に記載のとおりであります。なお、上記②の表に記載の業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与と引当金繰入額を記載しております。

④業績連動型株式報酬の内容

中長期インセンティブとして業績連動型株式報酬を導入しております。当該株式報酬は固定部分と業績連動部分で構成され、上記②の表に記載の業績連動型株式報酬の内訳は、固定部分が25百万円、業績連動部分が27百万円であります。業績連動部分の評価指標は、中長期的な業績向上の観点から、本業の稼ぐ力を端的に示す連結営業利益、および企業価値向上の結果として株主が享受するリターンを示すTSR（Total Shareholder Return）としており、業績連動部分の株式報酬は、連結営業利益の業績目標に対する達成度に応じて、またTSRの株価指数との相対評価に応じて、それぞれ0%から150%の範囲で変動させて決定しております。なお、いずれの評価指標も、その達成度または相対評価が100%以上120%未満を標準として、係数を100%としております。詳細は、①取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。

当事業年度における連結営業利益の業績目標は、当初見通しである123億円であり、実績は1.（5）財産および損益の状況に記載のとおりであります。また、TSRの株価指数との相対評価は目標を設定しておりません。当事業年度における当該相対評価の実績は130%であります。

上記②の表に記載の業績連動型株式報酬は、当該制度に基づく当事業年度における株式給付引当金繰入額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先の状況	当社との関係
取締役	増 井 喜一郎	株式会社日本格付研究所社外取締役	重要な関係はありません。
		アイザワ証券グループ株式会社社外取締役	当社は、同社との間でお互いの株式を保有しておりますが、同社による当社株式保有割合は当社発行済株式総数の1%未満であります。
取締役	宇都宮 純 子	宇都宮・清水・陽来法律事務所代表弁護士	重要な関係はありません。
		ラクスル株式会社社外取締役（監査等委員）	重要な関係はありません。
		ペプチドリーム株式会社社外取締役（監査等委員）	重要な関係はありません。
		株式会社ZOZO社外取締役（監査等委員）	重要な関係はありません。
取締役	山 田 英 司	株式会社千葉興業銀行社外取締役	重要な関係はありません。
		株式会社極洋社外取締役	重要な関係はありません。
取締役	山 口 光 信	山口公認会計士事務所所長	重要な関係はありません。
		株式会社メイテックグループホールディングス社外取締役（監査等委員）	重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等の出席状況	主な活動状況および期待される役割に関して 行った職務の概要
取締役	増 井 喜一郎	取締役会 14回／14回（100%） 指名委員会 4回／ 4回（100%）	取締役会において、知識・経験を活かし、客観的な視点から意見を述べており、特に金融・証券界で培われた専門的な見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名委員会の委員長として、当事業年度に開催された指名委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員人事等の決定・監督を主導しております。

区 分	氏 名	取締役会等の出席状況	主な活動状況および期待される役割に関して 行った職務の概要
取締役	森 口 隆 宏	取締役会 14回／14回 (100%) 指名委員会 4回／ 4回 (100%) 報酬委員会 4回／ 4回 (100%)	取締役会において、知識・経験を活かし、客観的な視点から意見を述べており、特に企業経営や国際的な観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名委員会の委員および報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された指名委員会および報酬委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員人事等を決定・監督するとともに役員報酬等の決定・監督を主導しております。
取締役	宇都宮 純 子	取締役会 14回／14回 (100%) 指名委員会 4回／ 4回 (100%) 監査委員会 14回／14回 (100%)	取締役会において、知識・経験を活かし、客観的な視点から意見を述べており、特に弁護士としての専門的な見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名委員会の委員および監査委員会の委員として、当事業年度に開催された指名委員会および監査委員会に出席し、当社の役員人事等を決定・監督するとともに独立した立場から業務執行を適切に監査しております。
取締役	山 田 英 司	取締役会 14回／14回 (100%) 報酬委員会 4回／ 4回 (100%)	取締役会において、知識・経験を活かし、客観的な視点から意見を述べており、特にデータ通信やシステム開発分野等で培われた専門的な見地および企業経営の観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等を決定・監督しております。
取締役	山 口 光 信	取締役会 14回／14回 (100%) 監査委員会 14回／14回 (100%)	取締役会において、知識・経験を活かし、客観的な視点から意見を述べており、特に公認会計士としての専門的な見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査委員会の委員長として、当事業年度に開催された監査委員会に出席し、独立した立場から業務執行の適切な監査を主導しております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

42百万円

②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として、当社の連結子会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社は、会計監査人に対して特定資産の価格等に関する調査業務を委託しております。
3. 監査委員会は、関係部署および会計監査人から必要とする資料を入手し、または報告を受け、監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の規定に該当すると認められる場合は、監査委員会委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査委員会は、会計監査人の監査体制、独立性、専門性および職務執行状況等を確認し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備し、適法で効率的な企業体制の構築を図っております。

- ① 当社の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社は、独立役員である社外取締役を選任し、取締役会の監督機能、監査委員会の監査機能の強化を図る。
 - イ. 当社は、「企業行動憲章」、「平和不動産グループ行動規範」および「コンプライアンス規程」を定め、それらの周知徹底を図ること等により、執行役、執行役員および職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより、公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。
 - ウ. 当社は、「内部通報規程」および「外部通報規程」等に基づき、コンプライアンス上の問題等が発生した場合の取引先等を含む社内外からの通報・相談手段としてコンプライアンス・ホットライン等を設け、その早期発見と適切な対応を行う。
 - エ. 当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には、毅然とした態度で対応する。
- ② 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、株主総会、取締役会および執行役会をはじめとする重要な会議の意思決定記録やりん議書等、執行役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書保存・廃棄規程」等に基づき、適切に保存・管理する。
取締役および執行役は、常時これらを閲覧することができる。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社は、リスク管理の実行を経営に係る重要課題であるとの認識の下、「リスク管理規程」を定めるとともに、当該規程において「リスク管理委員会」を設置し、対象となるリスクおよび管理の所在等を明確にすることにより、リスク管理の実効性を確保するよう努める。
 - イ. 「リスク管理委員会」は、所管する事項について、必要に応じて取締役会および監査委員会へ報告する。
- ④ 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社は、機関設計として指名委員会等設置会社を採用し、業務執行の決定に関する権限を大幅に執行役に委任することで、経営と業務執行に関する機能と責任を分離し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図る。
 - イ. 当社は、担当役員制ならびに「取締役会規則」「執行役会規則」「事務分掌規程」等社内諸規則に定められた職務権限および意思決定方法により、執行役の職務執行が効率的に遂行されるように努める。
 - ウ. 年度事業計画等の策定により、全社的な目標を設定し、職務執行を効率的に推進する。
- ⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当社は、当社およびその子会社（併せて「当社グループ」と総称する。）を対象とする「関係会社管理規程」を定め、管理の所在等の明確化を図ることにより、当社グループとしての業務の適正性を確保するよう努める。
 - イ. 当社は、当社グループに係る戦略の立案、子会社に係る指導およびモニタリングその他の経営管理、財務運営および連結決算に係る管理、財務報告に係る内部統制の整備および運用ならびに有効性評価に係る管理、業務運営に係る管理等を統括する。

- ウ. 当社は、当社が定める「企業行動憲章」、「平和不動産グループ行動規範」および「コンプライアンス規程」を当社グループに対しても適用し、それらの周知徹底を図ること等により、当社グループの役職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより、公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。
 - エ. 当社は、リスク管理の実行を経営に係る重要課題であるとの認識の下、当社が定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおいて対象となるリスクおよび管理の所在等を明確にすることにより、リスク管理の実効性を確保するよう努める。
 - オ. 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社に関する重要事項については、原則として事前に報告することを義務付ける。
 - カ. 当社は、主要な子会社に取締役、監査役を派遣し、取締役は当該子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は当該子会社の業務執行状況を監査する。
 - キ. 当社は、グループ連結経営に関する事項について報告または協議を行うことを目的として、関係会社経営会議や関係会社事務連絡会を設け、事業の方針および経営情報等を共有化するとともに、子会社に関する重要事項については、取締役会に報告する。
 - ク. 当社は、財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の整備および運用の基本方針」を定め、その実現に向けて「財務報告に係る内部統制連絡会」を設置し、当社グループを横断する協力体制を整えるよう努める。
- ⑥ 当社の監査委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項および当社の監査委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 当社は、監査委員会室を設置して使用人を配置する。監査委員会室に所属する使用人は、監査委員会の職務を補助する。
 - イ. 監査委員会室に所属する使用人は、監査委員会の職務を補助するに際しては、監査委員会の指揮命令に従うこととし、執行役の指揮命令を受けないものとする。
 - ウ. 監査委員会室に所属する使用人の任命および異動は監査委員会の同意を必要とし、また、その評定については監査委員会の意見を十分に尊重する。
- ⑦ 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第404条第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑧ 当社の監査委員会への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 常勤監査委員は、執行役会等の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録やりん議書等の写しを受領し、それに対する報告等を求める。また、監査委員会は、定期的に代表執行役、内部監査部門および会計監査人と協議の場を持つ。
 - イ. 取締役および執行役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員または監査委員会に報告を行う。
 - ウ. 当社は、関係会社経営会議または関係会社事務連絡会において報告された子会社に関する内容、子会社に対する内部監査の結果およびコンプライアンス・ホットライン等による通報内容の重要事項を、監査委員または監査委員会に報告する。

- エ. 当社は、監査委員または監査委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

① コンプライアンス体制に関する取組み

長期ビジョンおよび平和不動産グループパーパスとともに、コンプライアンス強化の視点も含む「大切にする価値観」を策定し、2024年3月に公表いたしました。

「平和不動産グループ行動規範」を制定し、役職員に対して法令遵守の徹底を図るとともに、経営陣も対象に含めたコンプライアンスに関する研修等を定期的の実施しております。

コンプライアンスに係る毎年度の取り組み状況について、取締役会に報告を行い、モニタリングを実施しております。

コンプライアンス・情報セキュリティ等の全社一斉点検を実施し、その結果を社内周知することにより、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

「自分事として捉えるコンプライアンスの取組み、自らの業務のために学びたいコンプライアンス研修」をテーマに「各部門における自発的なコンプライアンス強化に向けた取組みの促進」等を実施しました。

内部通報制度を当社グループ全体に適用し、子会社の役職員も利用可能なホットラインとして運用していることに加え、制度および利用方法の周知徹底を図っております。また、社内外の通報窓口の複線化および通報の義務化を実施し、本制度の実効性向上を図っております。

外部通報制度を導入し取引先等からの通報窓口を社内外に設けているほか、不正行為に限らず業務上の悩み等を幅広く相談できる社内相談窓口を設置し、コンプライアンス上の問題の早期発見に努めております。

② リスク管理体制に関する取組み

グループ内部統制の一環として「リスク管理規程」を子会社にも適用し、当社グループとしての危機管理に必要な体制を確立しております。また、代表執行役社長を委員長としたリスク管理委員会（当事業年度は4回開催）を開催し、「リスク管理規程」に基づき当社グループ内の顕在化したリスクの把握、それに対する再発防止策等の審議を行っております。

物件の取得・売却に関しては、執行役会における審議に先立ち「投資委員会」を開催し、取得・売却のリスク分析等のほか、業務プロセスの適切性の確認等を行い、その結果を執行役会に報告しております。

「事業継続計画（BCP）」およびこれに基づく対応マニュアルを作成し、定期的に点検および訓練を実施することにより、緊急時における企業危機のリスク軽減に努めております。

③ 執行役の効率的職務執行体制に関する取組み

業務執行の決定を大幅に執行役に委任し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図っております。

取締役会の重要な審議案件の「年度事業計画」の策定に際しては、各部署において十分に検討のうえ、関係会社経営会議、執行役会において経営計画における課題および対応について協議・論点整理を行ったうえで取締役会に付議することにより、職務執行を効率的に推進しております。

取締役会の実効性評価のため、取締役全員を対象として自己評価アンケートを実施し、その評価結果をもとに、改善のための議論を行い、取締役会の実効性向上を図っております。

独立社外取締役の間で情報交換および認識共有を図り、その活動を通じて当社グループの適切な経営体制の構築に資することを目的として、独立社外取締役会議を設置しております。

④ 企業集団体制に関する取組み

「関係会社管理規程」に子会社の業務運営に係る管理統括の所管部署を定め、当社グループ間の事業連携の強化を図っております。

また、子会社とは定期的に「関係会社経営会議」を開催し、子会社の事業計画の進捗を確認・協議するとともに、「関係会社事務連絡会」を定期的に開催し、当社グループにおける内部統制システムの運用状況を確認しております。

子会社に兼務役員を派遣し、当該子会社の取締役等の職務執行の監督または監査を行うことにより、子会社の業務執行の管理を行っているほか、グループ執行役員制度を導入しグループ経営の強化を図っております。

⑤ 監査委員会監査体制に関する取組み

常勤監査委員は、執行役会等の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録やりん議書等の写しを受領し、それに対する報告等を求めています。また、監査委員会は、定期的に代表執行役、内部監査部門および会計監査人と協議の場を持っております。

監査委員会を補助する使用人を1名配置し、当該使用人の執行役からの独立性を確保するため、その評定にあたっては監査委員会の意見を十分に尊重し決定しております。

「内部通報規程」に基づき、当社グループの役職員が利用可能なコンプライアンス・ホットラインを運用しており、監査委員会へ報告した者が、報告を理由として不利な取扱いを受けることがないよう体制を整備しております。

7. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、特定の者による当社の支配権の移転を伴うような買付提案があった場合、それに応じるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ないし株主共同の利益を継続して向上していく者でなければならないと考えており、また、大規模買付行為等の中には、当社が継続して向上させてまいりました当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するものもあります。

かかる認識の下、当社は、当社株主の皆様が、大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に及ぼす影響を慎重に判断する機会がなければならないと考えており、大規模買付者および当社取締役会の双方から、当社株主の皆様に対し、当該大規模買付行為等の目的や内容等およびそれが当社の企業価値ないし株主共同の利益に及ぼす影響につき、必要かつ十分な情報および意見等が提供され、かつ、それら双方を検討するための（いわゆる強圧性による株主の皆様のご判断への影響ができるだけ存しない状況下における）必要かつ十分な熟慮期間が確保される必要があると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、当社企業価値ないし株主共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付者に対しては、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法等の他の法令および定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 企業価値向上のための取組み

当社グループは、長期的な目指すべきありたい姿を確立するため、2024年3月29日開催の当社取締役会において、平和不動産グループパーパス「人々を惹きつける場づくりで、未来に豊かさをもたらす」を制定し、平和不動産グループ長期ビジョン「WAY 2040」を策定するに至りました。中期経営計画「WAY 2040 Stage 1」（2024年度～2026年度）では、長期ビジョン「WAY 2040」のスローガンである「場づくりの連続で、非連続な成長を遂げる“Bazukuri

Company” へ」のファーストステージとして、日本橋兜町・茅場町ブランドの確立、当社史上最大規模となる札幌再開発プロジェクトおよび長期ビジョンを実現するための新規事業分野への進出に挑戦することにより、「非連続な成長へのスタートダッシュ」の期間と位置付けます。このような計画に沿い、再開発事業の拡大、利益成長と資本効率向上の両立、社会価値の向上、経営基盤の強化等に取り組むことにより、企業価値の向上に努めてまいります。

② コーポレート・ガバナンス体制の整備のための取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置付け、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼に応えるとともに、公正で効率的な企業経営を行うため、当社グループ全体としてコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

こうした考えのもと、更なるガバナンス体制の高度化を図るべく、2022年6月24日開催の第102回定時株主総会において、指名委員会等設置会社へ移行するとともに、社外取締役比率を過半数とする取締役会構成といたしました。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付者に対しては、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記2.に記載した取組みは、前記1.の基本方針に沿うものであるとともに、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

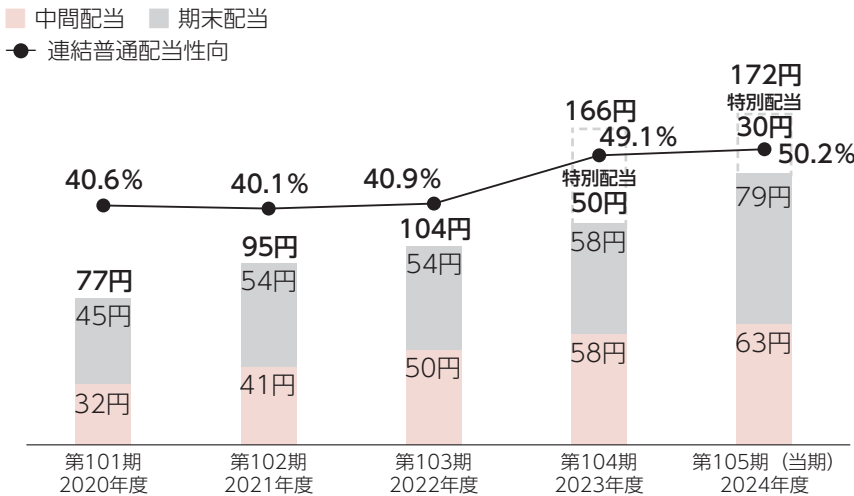
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、再開発事業やビルディング事業をはじめとする長期的な事業を安定的に展開し、株主価値を向上させるために必要な内部留保の確保を前提とした上で、株主還元を実施しております。2024年度から2026年度の株主還元においては、株主資本コストおよび資本効率等を意識し、連結配当性向50%とし、自己株式取得については株価水準、投資計画および財務状況等を総合的に勘案した上で機動的に実施することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、2025年5月16日開催の取締役会決議により、1株につき109円(特別配当30円を含む)、中間配当とあわせた年間配当額は前期より6円増配の1株につき172円となります。効力発生日および支払開始日は、2025年6月2日です。

なお、当社は、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能である旨を定款に定めております。

＜ご参考：1株当たり年間配当金／連結普通配当性向＞



以 上

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	60,036	流 動 負 債	32,407
現金及び預金	19,343	営業未払金	1,698
営業未収金	2,291	1年内償還予定の社債	4,259
有価証券	5,997	短期借入金	800
販売用不動産	29,821	1年内返済予定の長期借入金	18,695
仕掛販売用不動産	32	未払法人税等	2,560
営業出資	1,173	未払消費税等	123
その他の	1,376	役員賞与引当金	126
貸倒引当金	△0	賞与引当金	301
固 定 資 産	359,177	そ の 他	3,841
有形固定資産	282,350	固 定 負 債	269,134
建物及び構築物	79,319	社 債	23,605
機械装置及び運搬具	371	長期借入金	198,320
工具、器具及び備品	804	長期未払金	8,133
土地	170,597	受入敷金保証金	23,206
建設仮勘定	31,257	繰延税金負債	7,368
無形固定資産	31,164	再評価に係る繰延税金負債	7,333
借地権	30,374	株式給付引当金	310
のれん	602	退職給付に係る負債	180
その他	187	資産除去債務	675
投資その他の資産	45,662	負 債 合 計	301,541
投資有価証券	37,027	(純資産の部)	
繰延税金資産	243	株 主 資 本	86,749
その他の	8,391	資 本 本 金	21,492
繰延資産	326	資 本 剰 余 金	19,720
社債発行費	326	利 益 剰 余 金	64,580
		自 己 株 式	△19,043
		その他の包括利益累計額	31,249
		その他有価証券評価差額金	15,265
		繰延ヘッジ損益	54
		土地再評価差額金	15,928
		純 資 産 合 計	117,999
資 産 合 計	419,541	負 債 純 資 産 合 計	419,541

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		42,075
売上原価		23,028
売上総利益		19,046
販売費及び一般管理費		5,850
営業利益		13,196
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	548	
雑収入	26	575
営業外費用		
支払利息	1,653	
社債利息	238	
社債発行費	52	
雑損	176	2,120
経常利益		11,651
特別利益		
投資有価証券売却益	799	799
特別損失		
固定資産除却損	16	16
税金等調整前当期純利益		12,434
法人税、住民税及び事業税	4,361	
法人税等調整額	△1,493	2,868
当期純利益		9,565
親会社株主に帰属する当期純利益		9,565

連結株主資本等変動計算書
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	21,492	19,720	61,012	△9,989	92,235
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△5,997		△5,997
親会社株主に帰属する当期純利益			9,565		9,565
自 己 株 式 の 取 得				△9,058	△9,058
自 己 株 式 の 処 分		0		4	4
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	0	3,568	△9,054	△5,485
当 期 末 残 高	21,492	19,720	64,580	△19,043	86,749

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	17,339	△6	16,076	33,409	125,645
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△5,997
親会社株主に帰属する当期純利益					9,565
自 己 株 式 の 取 得					△9,058
自 己 株 式 の 処 分					4
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△2,073	60	△147	△2,160	△2,160
当 期 変 動 額 合 計	△2,073	60	△147	△2,160	△7,646
当 期 末 残 高	15,265	54	15,928	31,249	117,999

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 … 6社

連結子会社の名称 … 平和不動産プロパティマネジメント(株)、ハウジングサービス(株)、
平和不動産アセットマネジメント(株)、(株)東京証券会館、東京日比谷ホテル(株)
東京日本橋兜町ホテル(株)
なお、東京日本橋兜町ホテル(株)については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

特記すべき主要な非連結子会社はありません。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社等の名称

特記すべき主要な非連結子会社はありません。

(2) 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち東京日比谷ホテル(株)及び東京日本橋兜町ホテル(株)の決算日は、2月末日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、3月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）を採用しております。
- ・その他有価証券
 - a. 市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。
 - b. 市場価格のない株式等…主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、東京証券取引所ビルほか1棟のビル及び1998年4月1日以降に（リース資産を除く）取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、連結子会社については、主に定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～65年
機械装置及び運搬具	2～30年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産…定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（リース資産を除く）（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費…社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

…営業未収入金・貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

…取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 賞与引当金

…従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 株式給付引当金

…株式給付規程に基づく当社等の執行役等への当社株式の給付等並びに従業員向け株式給付信託 株式給付規程に基づく当社の従業員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ビルディング事業

・物件売却収入

物件売却収入は、販売用不動産を開発、リースアップ、リニューアル工事等を行い、価値を向上させた上で物件売却する事業における収益であります。顧客との不動産売買契約に基づいて、物件の引渡しを行う履行義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

② アセットマネジメント事業

・アセットマネジメント収益におけるマネジメントフィー

アセットマネジメント収益におけるマネジメントフィーは、平和不動産リート投資法人に対するアセットマネジメント業務を提供する事業における収益であります。顧客との資産運用委託契約に基づいて、運用資産の管理、賃貸等の運用及び資金調達等に係る業務、運用資産の取得又は譲渡を行う運用に係る業務を提供する履行義務を負っております。

運用資産の管理、賃貸等の運用及び資金調達等に係る業務の履行義務は、業務が提供される一定の期間にわたって充足されるものであり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

また、運用資産の取得又は譲渡を行う運用に係る業務の履行義務は、運用資産を受け入れ又は引き渡される一時点で充足されるものであり、当該受入又は引渡時点において収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
…繰延ヘッジ処理を採用しております。特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
- ③ ヘッジ方針
…借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
…ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行っております。

(8) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理の方法
…退職給付に係る負債は、従業員及び年金受給者の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の公正な評価額を控除した額を計上しております。なお、中小企業退職金共済制度などを採用している連結子会社は、退職給付に係る負債を計上しておりません。
- ② 消費税等の処理方法
…控除対象外消費税等は、原則として、当連結会計年度の費用として処理しております。

【会計方針の変更に関する注記】

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

（固定資産の減損）

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 282,350百万円

無形固定資産のうち借地権及びのれん 30,977百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

他の資産（グループ）から概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位（原則、個別資産単位）で減損の兆候を把握しております。

営業活動から生ずる損益等のマイナスが継続、経営環境の著しい悪化、市場価格の著しい下落等を減損の兆候としております。

減損の兆候があると認められた場合に、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

当社グループは、市場価格として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額等（以下、「外部評価額等」という。）を採用しております。また、将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額は、外部評価額等や資産（グループ）の営業活動の計画に将来の賃料水準、稼働率、運営費用等の仮定を置いて見積っております。

また、日本橋兜町・茅場町及び札幌エリアの再開発事業について、地権者との交渉状況等を踏まえて再開発事業計画の実現可能性があるかと判断できる段階から複数の資産を同一のグルーピングにしております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

②で記載した主要な仮定は、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づく最善の見積りであるものの、開発計画や市場環境の変化等により、上記仮定に変更が生じた場合には減損損失を計上する等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（販売用不動産の評価）

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用不動産 29,821百万円

仕掛販売用不動産 32百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産は、販売見込額から、造成・建築工事原価の今後発生見込額及び販売経費等見込額を控除した正味売却価額が帳簿価額を下回る場合に、差額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

当社グループは、外部評価額等、或いは、当社グループで賃料及び期待利回り等を想定し、将来の需要の悪化等の影響を考慮した上で販売見込額を見積っております。

当連結会計年度末に当社グループで賃料及び期待利回り等を想定し販売見込額を見積もった資産の用途は住宅であり、将来の不動産市場における賃料相場及び期待利回りについての大幅な変動を前提としておりません。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

②で記載した主要な仮定は、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づく最善の見積りであるものの、不動産市場における需要の悪化等に伴う販売見込額の低下等により、上記仮定に変更が生じた場合には棚卸資産評価損を計上する等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

【追加情報】

(当社等の執行役等に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社の執行役（国内非居住者を除きます。）および執行役員（監査委員会の事務局を管掌する特任執行役員、グループ執行役員および国内非居住者を除きます。）ならびに主要子会社の取締役（非常勤取締役、当社からの出向者および国内非居住者を除きます。）および執行役員（当社からの出向者および国内非居住者を除きます。以下、総称して「当社等の執行役等」といいます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度「役員向け株式給付信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

当該制度は、当社等の執行役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社取締役会で定めた株式給付規程に基づき、各当社等の執行役等に付与するポイントに相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を、当該信託を通じて、各当社等の執行役等に給付する株式報酬制度です。なお、当社等の執行役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社等の執行役等の退任後となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

当該信託に残存する当社株式を、当該信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は304百万円、株式数は98,700株であります。

(従業員向け株式給付信託)

当社は、当社の従業員を対象としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式給付信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

当該制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社取締役会で定めた従業員向け株式給付信託 株式給付規程に基づき、当社の従業員に付与するポイントに相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭を、当該信託を通じて、当社の従業員に給付する仕組みです。

(2) 信託に残存する自社の株式

当該信託に残存する当社株式を、当該信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は291百万円、株式数は69,300株であります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権（注1）	539百万円
契約資産（注1）	519百万円
契約負債（注2）	192百万円

（注1）顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、「営業未収入金」に含まれております。

（注2）契約負債は、流動負債の「その他」に含まれております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 96,696百万円

3. 保証債務

従業員の金融機関からの借入金に対して次のとおり保証を行っております。

平和不動産㈱職員向け住宅融資利用者	69百万円
-------------------	-------

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該評価差額に係る税金相当分を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

（再評価の方法）

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、合理的な調整を行って算出しております。

（再評価を行った年月日）

2001年3月31日

（再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額）

当連結会計年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

5. 投資有価証券

投資有価証券には、以下の資産が含まれております。

平和不動産リート投資法人の投資口	19,984百万円
	(157,979口)

6. 保有目的の変更

保有目的の変更により、固定資産から販売用不動産に12,233百万円振り替えております。

【連結損益計算書に関する注記】

顧客との契約から生じる収益	17,649百万円
---------------	-----------

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の数

普通株式	38,859,996株
------	-------------

2. 自己株式の数

普通株式	5,471,774株
------	------------

（注）普通株式の自己株式の数には、役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託口が保有する当社の株式（当連結会計年度末168,000株）が含まれております。

3. 剰余金の配当

(1) 配当金支払額

① 2024年5月17日の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

・ 配当金の総額	3,883百万円
・ 1株当たりの配当額	108円
・ 基準日	2024年3月31日
・ 効力発生日	2024年6月3日

配当金の総額には、役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として、信託が保有する当社株式に対する配当金18百万円が含まれております。なお、1株当たりの配当額には、特別配当50円を含んでおります。

② 2024年10月31日の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

・ 配当金の総額	2,114百万円
・ 1株当たりの配当額	63円
・ 基準日	2024年9月30日
・ 効力発生日	2024年12月2日

配当金の総額には、役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として、信託が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年5月16日の取締役会において、次のとおり決議を予定しております。

普通株式の配当に関する事項

・ 配当金の総額	3,657百万円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たりの配当額	109円
・ 基準日	2025年3月31日
・ 効力発生日	2025年6月2日

配当金の総額には、役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として、信託が保有する当社株式に対する配当金18百万円が含まれております。なお、1株当たりの配当額には、特別配当30円を含んでおります。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。

また、投資有価証券のうち、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金等の使途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額388百万円（投資有価証券））は次表に含めておらず、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（連結貸借対照表計上額1,427百万円（営業出資及び投資有価証券））は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に定める取扱いに基づき次表に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、営業未収入金、営業未払金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
① 有価証券	5,997	5,996	△0
② 投資有価証券	36,384	36,394	9
③ 社債	(27,864)	(26,508)	(△1,356)
④ 長期借入金	(217,016)	(212,089)	(△4,926)
⑤ 長期未払金	(8,391)	(7,812)	(△579)
⑥ 受入敷金保証金	(23,206)	(22,543)	(△662)
⑦ デリバティブ取引	79	79	—

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	15,753	—	—	15,753
投資信託等	20,440	—	—	20,440
デリバティブ取引				
金利関連	—	79	—	79
資産計	36,194	79	—	36,274

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	200	—	200
その他	—	5,996	—	5,996
資産計	—	6,196	—	6,196
社債	—	26,508	—	26,508
長期借入金	—	212,089	—	212,089
長期未払金	—	7,812	—	7,812
受入敷金保証金	—	22,543	—	22,543
負債計	—	268,953	—	268,953

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式及び投資信託等は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。また、社債及びその他に区分しているコマーシャル・ペーパーは、取引金融機関から提示された価格を用いて評価しておりますが、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

社債

固定金利によるものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及び長期未払金

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利によるもののうち、金利スワップの特例処理の対象とされたものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

受入敷金保証金

これらの時価について、敷金の金額を償還までの残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。
なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記「長期借入金及び長期未払金」参照）。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	311,316百万円
時価	439,801百万円

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- (注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額等（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	ビルディング 事業	アセット マネジメント 事業	
物件売却収入	8,965	－	8,965
アセットマネジメント収益 におけるマネジメントフィー	－	1,692	1,692
その他	5,694	1,296	6,991
顧客との契約から生じる収益	14,659	2,989	17,649
その他の収益（注）	23,337	1,088	24,426
外部顧客への売上高	37,997	4,078	42,075

（注）その他の収益には、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収益等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】 4. 会計方針に関する事項 （5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当期首残高	当期末残高
顧客との契約から生じた債権	281	539
契約資産	510	519
契約負債	44	192

契約資産は、主として履行義務の充足の進捗度に応じて認識した収益のうち、未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主として顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 3,534円16銭

1株当たり当期純利益 283円11銭

(注) 役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度末168千株）。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度168千株）。

【その他の注記】

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が226百万円、法人税等調整額が24百万円、それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が201百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、それぞれ減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は210百万円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)	
流 動 資 産		55,471	流 動 負 債	33,730
現金	預入金	15,408	営業未払金	1,382
現金	未収金	1,253	1年内償還予定の社債	4,259
有価証券	証券	5,997	短期借入金	3,600
販売用不動産	不動産	29,821	1年内返済予定の長期借入金	18,695
仕掛販売用不動産	不動産	32	未払金	374
前払費用	費用	1,173	未払法人税等	199
短期貸付	貸付金	33	未払消費税	2,225
未収収入	収入金	509	前受り金	2,446
未立収	収入金	1,101	預役賞与引当金	252
仮倒引当金	引当金	1	賞与引当金	95
		115	固定負債	196
		23	固定負債	262,117
		△0	社長期借入金	23,605
有形固定資産		351,895	長期未払金	198,320
建物	建物	271,919	受取敷金保証金	8,133
構築物	構築物	75,902	繰延税金負債	18,339
機械及び運搬具	運搬具	356	繰延税金負債	5,364
車両運搬具	運搬具	372	繰延税金負債	7,333
器具及び備品	備品	0	繰延税金負債	284
土地	土地	755	繰延税金負債	84
建設仮勘定	勘定	163,283	繰延税金負債	651
無形固定資産		31,248	負債合計	295,847
借商標	商標	31,129	(純資産の部)	
ソフウェア	ソフトウェア	30,374	株主資本	80,978
のれん	のれん	8	資本	21,492
電話加入権	加入権	134	資本剰余金	19,720
施設	施設	602	資本剰余金	19,720
その他の資産	その他の資産	9	資本剰余金	0
投資有価証券	有価証券	0	資本剰余金	58,808
投資関係	関係	48,846	資本剰余金	1,453
出資	出資	36,258	資本剰余金	57,355
デリバティブ	デリバティブ	8,371	資本剰余金	1,686
長期前払費用	長期前払費用	21	資本剰余金	10,115
繰延資産	繰延資産	79	資本剰余金	45,554
社債発行費	社債発行費	2,842	資本剰余金	△19,043
		1,273	資本剰余金	30,868
		326	資本剰余金	14,884
		326	資本剰余金	54
資産合計		407,694	土地再評価差額金	15,928
			純資産合計	111,846
			負債純資産合計	407,694

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
売上高	35,273					
売上原価	20,568					
売上総利益	14,705					
販売費及び一般管理費	3,346					
営業利益	11,358					
営業外収入						
受取利息及び受取配当金	1,441					
雑収入	21					
営業外費用						
支払利息	1,664					
社債償還利息	238					
社債発行費	52					
雑損	166					
経常利益	10,699					
特別利益						
固定資産売却益	12					
投資有価証券売却益	799					
特別損失						
固定資産除却損	15					
税引前当期純利益	11,496					
法人税、住民税及び事業税	3,801					
法人税等調整額	△1,554					
当期純利益	9,249					

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
						圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	21,492	19,720	0	19,720	1,453	1,732	10,115	42,255	55,556	△9,989	86,780
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当								△5,997	△5,997		△5,997
圧縮積立金の取崩						△46		46	－		－
当 期 純 利 益								9,249	9,249		9,249
自己株式の取得										△9,058	△9,058
自己株式の処分			0	0						4	4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	－	－	0	0	－	△46	－	3,299	3,252	△9,054	△5,801
当 期 末 残 高	21,492	19,720	0	19,720	1,453	1,686	10,115	45,554	58,808	△19,043	80,978

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	16,964	△6	16,076	33,034	119,815
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△5,997
圧縮積立金の取崩					－
当 期 純 利 益					9,249
自己株式の取得					△9,058
自己株式の処分					4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,079	60	△147	△2,166	△2,166
当 期 変 動 額 合 計	△2,079	60	△147	△2,166	△7,968
当 期 末 残 高	14,884	54	15,928	30,868	111,846

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）を採用しております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。
- ③ その他有価証券
 - a. 市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。
 - b. 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、東京証券取引所ビルほか1棟のビル及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～65年
機械及び装置、車両運搬具	2～30年
工具、器具及び備品	2～20年

- ② 無形固定資産…定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費…社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 - …営業未収入金・貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金
 - …取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 賞与引当金
…従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 株式給付引当金
…株式給付規程に基づく当社の執行役等への当社株式の給付等並びに従業員向け株式給付信託 株式給付規程に基づく当社の従業員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金
…従業員及び年金受給者の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務から年金資産の公正な評価額を控除した額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・ 物件売却収入

物件売却収入は、販売用不動産を開発、リースアップ、リニューアル工事等を行い、価値を向上させた上で物件売却する事業における収益であります。顧客との不動産売買契約に基づいて、物件の引渡しを行う履行義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
…繰延ヘッジ処理を採用しております。特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
- ③ ヘッジ方針
…借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
…ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行っております。

8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

…控除対象外消費税等は、原則として、当事業年度の費用として処理しております。

【会計方針の変更に関する注記】

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

（固定資産の減損）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 271,919百万円

無形固定資産のうち借地権及びのれん 30,977百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

（1）の金額の算出方法は、連結計算書類における「【会計上の見積りに関する注記】（固定資産の減損）（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

（販売用不動産の評価）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産 29,821百万円

仕掛販売用不動産 32百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

（1）の金額の算出方法は、連結計算書類における「【会計上の見積りに関する注記】（販売用不動産の評価）（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

【追加情報】

（当社等の執行役等に対する業績連動型株式報酬制度）

当社は、当社の執行役（国内非居住者を除きます。）および執行役員（監査委員会の事務局を管掌する特任執行役員、グループ執行役員および国内非居住者を除きます。）ならびに主要子会社の取締役（非常勤取締役、当社からの出向者および国内非居住者を除きます。）および執行役員（当社からの出向者および国内非居住者を除きます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度「役員向け株式給付信託」を導入しております。

詳細については、連結計算書類における【追加情報】に記載のとおりであります。

（従業員向け株式給付信託）

当社は、当社の従業員を対象としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式給付信託」を導入しております。

詳細については、連結計算書類における【追加情報】に記載のとおりであります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 89,615百万円

2. 保証債務

従業員の金融機関からの借入金に対して次のとおり保証を行っております。

平和不動産㈱職員向住宅融資利用者 69百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

金銭債権 533百万円

金銭債務 3,091百万円

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該評価差額に係る税金相当分を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

（再評価の方法）

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、合理的な調整を行って算出しております。

（再評価を行った年月日）

2001年3月31日

（再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額）

当事業年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

5. 投資有価証券

投資有価証券には、以下の資産が含まれております。

平和不動産リート投資法人の投資口 19,562百万円
(154,645口)

6. 保有目的の変更

保有目的の変更により、固定資産から販売用不動産に12,233百万円振り替えております。

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引	2,613百万円
営業取引以外の取引	941百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の数	
普通株式	5,471,774株
(注) 普通株式の自己株式の数には、役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託口が保有する当社の株式(当事業年度末168,000株)が含まれております。	

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
賞与引当金	60百万円
未払事業税	136百万円
棚卸資産償却等	195百万円
未収入金	38百万円
建替関連損失	533百万円
減損損失	392百万円
株式給付引当金	57百万円
退職給付引当金	26百万円
資産除去債務	205百万円
資産調整勘定	225百万円
受取補償金	414百万円
その他	311百万円
繰延税金資産合計	2,595百万円
繰延税金負債	
圧縮積立金	△775百万円
其他有価証券評価差額金	△6,851百万円
固定資産評価差額	△222百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△79百万円
その他	△32百万円
繰延税金負債合計	△7,960百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△5,364百万円

【関連当事者との取引に関する注記】

該当する重要な取引はありません。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結計算書類における【収益認識に関する注記】に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 3,349円88銭

1株当たり当期純利益 273円76銭

(注) 役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度末168千株）。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度168千株）。

【連結配当規制適用会社に関する注記】

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

【その他の注記】

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は168百万円増加し、法人税等調整額が27百万円、その他有価証券評価差額金が195百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、それぞれ減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は210百万円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

平和不動産株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森本 洋平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 羽生 博文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、平和不動産株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、平和不動産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

平和不動産株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 森本 洋平
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 羽生 博文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、平和不動産株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第105期事業年度における取締役および執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口およびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および支店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

平和不動産株式会社 監査委員会

監 査 委 員	山 口 光 信 ㊞
監 査 委 員	宇都宮 純 子 ㊞
監 査 委 員	小 林 大 輔 ㊞

(注) 監査委員山口光信および宇都宮純子は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町7番1号

KABUTO ONE 4階 HALL & CONFERENCE ホール

交通	東京メトロ	日比谷線・東西線	「茅場町」駅	11番出口	直結
	東京メトロ	銀座線・東西線	「日本橋」駅	D2番出口	徒歩 2分
	都営地下鉄	浅草線			

